

福島県都市計画法施行条例及び同施行細則の一部改正(案)に係る うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)の結果について

「福島県都市計画法施行条例及び同施行細則」の一部改正に当たり、県民の皆様からの御意見を募集した結果、御意見はありませんでした。

※以下は、県民意見公募を実施した際に公表した内容です。募集は終了しています。

1 趣 旨

福島県では都市計画法を施行するにあたり、原則として開発ができない市街化調整区域内においても、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域等については、例外的に開発を認める区域に指定できる同法第34条11号区域等の指定条件について、福島県都市計画法施行条例及び同施行細則に定めているところです。

しかし、近年では自然災害の頻発化・激甚化により、特に市街化調整区域において被害が増大しているところであり、これを受けて国は都市計画法を改正し、災害危険区域などの、いわゆる災害レッドゾーンと浸水ハザードエリア等を上記の特例的に開発を認める区域から除外する方針を定めました。このことに基づき、福島県でも都市計画法施行条例及び同施行細則の一部改正を予定しています。

つきましては、この条例及び同施行細則の改正にあたり、県民の皆様からのご意見を募集します。

2 募集期間

令和3年10月8日(金)から令和3年11月8日(月)まで(必着)

3 募集対象

- (1) 県内に在住、または通勤、通学している個人及び県内に事業所がある企業や団体
- (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県外に避難されている個人や団体

4 資料の入手方法

- (1) 下記の場所で、福島県都市計画法施行条例及び同施行細則の一部改正(案)について資料の閲覧ができます。
 - ① 福島県土木部都市計画課(県庁本庁舎4階)
 - ② 福島県県政情報センター(県庁西庁舎1階)
 - ③ 福島県各地方振興局(県北を除く)県政情報コーナーなお、郵送により資料を請求される場合は、返送先をあて名に明記し、250円切手を貼付した返信用封筒(A4版が入るもの)を同封し、7提出・問い合わせ先まで送付してください。

(2) 福島県のホームページでも資料を公開しています。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/toshikeikakuhousekouzyoureikaisei.html>

検索キー：福島県 うつくしま県民意見公募トップ／募集中の案件
又は福島県 都市計画トップ /新着情報

(3) 公開している資料は下記のとおりです。

- ① 福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例及び福島県都市計画法施行細則の一部を改正する規則（案）の内容について(PDF ファイル)
- ② 福島県都市計画法施行条例(現行) (PDF ファイル)
- ③ 福島県都市計画法施行細則(現行) (PDF ファイル)
- ④ 「県民意見提出書」様式(Word 形式／ PDF ファイル)

5 意見の提出方法

上記「4 資料の入手方法 (3)資料」の④の「県民意見提出書」により、郵便、持参、ファックスまたは電子メールで提出してください。なお、匿名や電話でのご意見は受け付けておりません。

6 意見の取扱い

提出いただいたご意見は、条例及び同施行細則改正の参考とさせていただきます。なお、提出された意見書は返却いたしません。

お寄せいただいたご意見については、住所、氏名、電話番号等の個人情報を除き、ご意見に対する県の考え方と併せて公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

個々のご意見に対する直接の回答はいたしません。

7 提出・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

※郵送の場合、住所の記載は不要です。

福島県土木部都市計画課

電話：024(521)7508(直通) Fax024(521)7956

電子メール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp